

令和6年度 第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：令和7年1月21日（火）

午後3時～

場所：碧南市役所7階 議員大会議室

1 会長あいさつ

2 議 題

(1) 碧南市福祉有償運送の必要性について

(資料1)

(2) NPO法人大樹の会の福祉有償運送事業の更新について

(資料2-①～⑥)

3 その他

碧南市福祉有償運送運営協議会委員等名簿

令和6年度
(順不同・敬称略)

	氏 名	フリカ ナ	所 属 等	備 考
1	渥美 宏	アツミ ヒロシ	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	
	(代理)田中 隆丞	タナカ リュウスケ	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官	
2	三島 博	シミマ ヒロシ	利用者の代表 (碧南市老人クラブ連合会会長)	会長
3	鈴木 たか子	スズキ タカコ	利用者の代表 (碧南市身体障害者福祉協会会長)	
4	高松 好美	タカマツ ヨシミ	市民の代表	
5	守田 幸子	モリタ サチコ	ボランティア団体の代表 (碧南市更生保護女性会会長)	副会長
6	潮田 憲	ウシオガ ケン	タクシー協会の代表 (愛知県タクシー協会刈谷碧南支部長)	
7	新美 惣英	ニイミ ソウエイ	タクシー事業者の代表 (三光陸運株式会社)	
8	藤井 嘉久	フジイ ヨシヒサ	タクシー事業者の代表 (愛知みどり交通株式会社)	
9	大原 友則	オハラ トモノリ	タクシー運転者の代表 (全自交労連 副執行委員長)	
10	伊藤 正博	イトウ マサヒロ	市(主宰者)の職員 (碧南市健康推進部長)	新任

(任期2年、令和5年2月4日～令和7年2月3日)

参考人

布間 裕子	フマ ユウコ	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者
鬼頭 修	キトリ オサム	NPO法人大樹の会	福祉有償運送事業者

事務局

鈴木 善三	スズキ センゾウ	碧南市福祉こども部	福祉課長
山本 昌弘	ヤマモト マサヒロ	碧南市福祉こども部	福祉課社会福祉係長
小林 圭介	コバヤシ ケイスケ	碧南市健康推進部	高齢介護課長
伊藤 博之	イトウ ヒロユキ	碧南市健康推進部	高齢介護課課長補佐
渡邊 孝茂	ワタナベ タカシゲ	碧南市健康推進部	高齢介護課高齢福祉係主査

碧南市福祉有償運送の必要性について

1 碧南市の移動制約者の状況

移動制約者：道路運送法施行規則第49条第2号に規定された者で、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護・要支援・地域支援事業対象者の認定を受けている者、その他障害等で、他人の介助によらず移動することが困難で、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。

	令和6年 4月1日現在 (前年度比)	令和5年 4月1日現在 (前年度比)
身体障害者	2,023人 (▲2.5%)	2,074人 (▲3.1%)
精神障害者	695人 (▲0.3%)	697人 (10.3%)
知的障害者	757人 (7.5%)	704人 (2.5%)
要介護認定者	1,990人 (▲2.0%)	2,030人 (1.8%)
要支援認定者	1,019人 (8.1%)	943人 (▲3.5%)
地域支援事業対象者	31人 (▲57.5%)	73人 (▲12.0%)
合計（移動制約者）	6,515人 (▲0.1%)	6,521人 (1.1%)
人 口	72,382人 (▲0.1%)	72,459人 (▲0.41%)
移動制約者／人口	9.0%	9.0%

2 碧南市内の公共交通機関、タクシー等の状況

(1) 路線バス（ふれんどバス）

西尾方面から棚尾橋経由で碧南高校まで運行（1路線）。

- ・車椅子1台が乗車可能。
- ・段差解消のためのスロープあり。

- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(2) コミュニティバス（くるくるバス）

市内巡回 4 コース

（利用人数）令和 5 年度 年間 105,444 人

- ・車椅子 2 台が乗車可能。
- ・乗降の際の段差解消のためステップあり。
- ・歩行が困難な者にとっては停留所まで出かけること自体が困難。

(3) タクシー

市内タクシーの状況

（実績）令和 5 年度 2 事業者 24 台の車両保有

うち車椅子対応等の福祉車両 4 台

年間輸送 129,785 人

- ・発着地が自由なので負担が少ない。

3 碧南市の外出支援事業

(1) 福祉タクシー料金助成事業

タクシーの基本料金の補助（タクシー利用券交付）

ア 対象者

- ・身体障害者手帳 1 級から 3 級までの者
- ・療育手帳 A 判定又は B 判定の者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の者

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合は対象外

イ 行き先

限定なし

ウ 利用券交付枚数

月 2 枚（年間 24 枚）、ただし通院日数により割り増しあり。

エ 利用タクシー会社

三光陸運、名鉄知多タクシー、愛知みどり交通、エクスプレス・サービス、刈谷交通、大興タクシー、名鉄東部交通、ほほえみケア輸送(※)、こうしん介護タクシー(※)、アークケアタクシー(※)、介護福祉タクシーこうえい、福祉タクシーたまるや(※)、介護福祉タクシーカルカル(※)、リフト付介護タクシー福祉の足(※)、ニコニコ介護タクシー(※)、あらかわさん家の福祉タクシー(※)、介護タクシーみらい、介護タクシー豊心〜信〜(※)、サボテン介護タクシー(※)、

ヘルパーステーションkakehashi (※)、テイクケア安城 (※)
((※)介護タクシーのみを示す)

計 21 社

オ 令和5年度利用実績

・利用人数

600人 (令和5年度末現在)

・タクシー券

利用枚数: 6,401枚 (1枚700円まで)

(2) 高齢者タクシー料金助成事業 (令和4年10月より実施)

タクシーの基本料金の補助 (タクシー利用券交付)

ア 対象者

・碧南市内に住所を有する65歳以上の在宅の方で、次の①②のいずれにも該当する方。

① 生活保護受給世帯または市民税非課税世帯の方

② 要支援認定者または要介護認定者

ただし、以下の方は対象外です。

① 福祉タクシー料金助成の対象の方

② 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方

③ 特別養護老人ホーム、老人保健施設などに入所等している方

イ 行き先

限定なし

ウ 利用券交付枚数

月2枚 (年間24枚)

エ 利用タクシー会社

三光陸運、愛知みどり交通、エクスプレス・サービス、刈谷交通、大興タクシー、名鉄タクシー、名鉄知多タクシー、ほほえみケア輸送(※)、福祉タクシーたまるや(※)、こうしん介護タクシー(※)、介護福祉タクシーこうえい(※)、介護福祉タクシーカルカル(※)、リフト付介護タクシー福祉の足(※)、ニコニコ介護タクシー (※)、あらかわさん家の福祉タクシー (※)、介護タクシーみらい (※)、介護タクシー豊心～信～ (※)、サボテン介護タクシー (※)、ヘルパーステーションkakehashi (※)、テイクケア安城 (※)

((※)介護タクシーのみを示す)

計 20 社

オ 令和5年度利用実績

- ・利用人数
173人（令和5年度末現在）
- ・タクシー券
利用枚数：1,650枚（1枚700円まで）

(3) 高齢者外出支援サービス事業

一般の公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者等の送迎

ア 対象者

65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、またはこれに準じるもので下肢、視覚、精神的障害のために一般の交通機関を利用することが困難な者

イ 使用車両

福祉車両（車椅子対応、リフト付き等） 4台

ウ 行き先

市内医療機関、公共施設

エ 利用制限

週1回まで

オ 委託先

NPO法人ゆるりん（令和6年4月から福祉タクシーたまるや）

カ 令和5年度利用実績

延べ利用人数：64人

(4) 車いす専用車両貸出事業（社会福祉協議会事業）

車いす利用者が乗車するための福祉車両の貸出し

ア 対象者

市内に住所を有する車いす使用者又は市内の福祉団体、福祉施設

イ 貸出車両

福祉車両（車椅子対応）

ウ 行き先

通院・退院・病院移動、ショートステイ・デイサービスの送迎、その他（法事・気分転換・食事など）

エ 利用制限

1回4日以内

オ 利用者の負担

30kmまでは300円、10km増すごとに100円を加算（実費相当）

カ 令和5年度利用実績

利用目的及び利用人数（利用者・運転手・同乗者含む）

・通院・退院・病院移動	357回	843人
・ショートステイ・デイサービスの送迎	20回	45人
・その他（法事・気分転換・食事など）	75回	171人
計	延べ452回	

4 碧南市内における福祉有償運送の状況

※1月～12月の3年間の推移

NPO法人大樹の会

	令和4年	令和5年	令和6年
延べ輸送回数／距離	12回／50km	13回／72km	8回／62km
会 員 数	3人	3人	2人
運転者数／車両台数	20人／18台	21人／17台	21人／16台
事故・苦情の報告	無	無	無

5 碧南市福祉有償運送の必要性

- ・公共交通機関や碧南市の外出支援事業を補完するものとして、福祉有償運送が一定数利用されている。
- ・碧南市の移動制約者の人数、割合は横ばいだが、このサービスを必要とする利用者が一定数いる。

以上のことから、今後も地域の交通手段として福祉有償運送による輸送サービスは必要と思われます。

使用車両 NPO法人大樹の会

資料2-①

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者 又は使用者	車名 運転者	対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	自動車提 供契約書	登録年月	削除年月	備考
1	軽自	平成28年	令和8年2月26日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	エブリイ	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	平成26年2月	-	令和6年12月31日現在
2	小型	平成25年	令和7年1月30日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	パネット	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	平成25年1月	-	
3	軽自	平成20年	令和7年4月14日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	ワゴンR	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	平成20年4月	-	
4	軽自	平成29年	令和8年1月22日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	タント(白)	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	平成29年1月	-	
5	軽自	平成23年	令和8年7月29日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	平成23年6月	-	
6	軽自	令和3年	令和8年6月8日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	タント(銀)	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	令和3年6月	-	
7	軽自	令和3年	令和8年12月16日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	エブリイ(新)	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	令和3年12月	-	
8	軽自	令和4年	令和7年8月7日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	3,000	令和8年12月31日	○	○	令和4年9月	-	
9	軽自	令和4年	令和7年7月21日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	3,000	令和7年4月3日	○	○	令和4年7月	-	
10	軽自	平成27年	令和8年3月9日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	無制限	無制限	令和7年8月4日	○	○	平成27年2月	-	
11	軽自	令和2年	令和7年2月27日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	7,000	※4	令和7年2月27日	○	○	令和2年2月	-	
12	軽自	平成25年	令和8年4月21日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	5,000	令和7年4月13日	○	○	平成25年4月	-	
13	軽自	平成22年	令和7年10月25日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	3,000	令和7年2月4日	○	○	令和8年1月	-	
14	小型	平成26年	令和7年5月27日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	5,000	令和8年1月12日	○	○	平成26年6月	-	
15	軽自	令和4年	令和8年5月15日	後部スロープ・車いす車	個人所有	個人所有	無制限	無制限	5,000	1,000	令和7年4月30日	○	○	令和4年5月	-	
16	軽自	令和5年	令和8年12月21日	ターンシート・後部スロープ・車いす車	大樹の会	タント(緑)	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	令和6年1月	-	

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日
 ※2 5日以上の場合は入院 200,000円
 ※3 5日以上の場合は入院 100,000円
 ※4 5日未満入院10,000円 5日以上入院 100,000円

令和6年使用車両異動分

(新規・削除)

No.	種類	年式	有効期間	装置の種類	所有者 又は使用者	車名 運転者	対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者	有効期限	契約書	自動車提 供契約書	登録年月	削除年月	備考
1	軽自	平成21年	令和7年2月17日		大樹の会	EKワゴン	無制限	無制限	5,000	※1	令和6年6月27日	○	-	平成21年10月	令和6年1月19日	
	軽自	平成26年	令和7年10月21日	後部スロープ・車いす車	大樹の会	タント(黄)	無制限	無制限	5,000	※1	令和6年6月27日	○	-	平成26年10月	令和6年1月19日	
	軽自	平成29年	令和8年2月26日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	-	1,000	令和7年5月31日	○	○	平成29年2月	令和6年1月19日	
16	軽自	令和5年	令和8年12月21日	ターンシート・後部スロープ・車いす車	大樹の会	タント(緑)	無制限	無制限	無制限	※1	令和7年6月27日	○	-	令和6年1月	-	

(車両入替)

13	軽自	平成25年	令和6年4月21日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	※1	令和8年9月9日	○	○	平成26年5月	令和6年1月19日	
13	軽自	平成22年	令和7年10月25日		個人所有	個人所有	無制限	無制限	3,000	3,000	令和7年2月4日	○	○	令和6年1月	-	

※1 入院10,000円/日 通院5,000円/日
 ※2 5日以上の場合は入院 200,000円
 ※3 5日以上の場合は入院 100,000円
 ※4 5日未満入院10,000円 5日以上入院 100,000円

運転者名簿 NPO法人大樹の会

資料2-②

令和6年12月31日現在

No.	氏名	年齢	自動車免許種別	免許取得年月日	免許証有効期限	修了証(※)	運転者就任承諾書 宣誓書	車両持込	優良区分	備考
1	運転者1	72	普通一種	昭和46年4月5日	令和9年5月9日	○	○	-	優良	
2	運転者2	42	普通一種	平成12年4月3日	令和8年2月20日	○	○	-	優良	
3	運転者3	60	普通一種	平成11年11月9日	令和8年9月29日	○	○	-	優良	
4	運転者4	55	普通一種	昭和63年3月16日	令和8年5月18日	○	○	-	優良	
5	運転者5	75	普通一種	昭和60年4月13日	令和8年4月10日	○	○	○	一般	
6	運転者6	64	普通一種	昭和59年12月11日	令和10年11月3日	○	○	○	優良	
7	運転者7	65	普通一種	昭和61年1月18日	令和7年2月9日	○	○	-	優良	令和6年11月1日 登録
8	運転者8	57	普通一種	昭和61年12月8日	令和9年11月18日	○	○	○	一般	
9	運転者9	41	普通一種	平成15年9月8日	令和10年12月11日	○	○	-	優良	令和6年9月17日 登録
10	運転者10	72	普通一種	昭和46年7月14日	令和8年4月14日	○	○	○	一般	
11	運転者11	44	普通一種	平成11年8月4日	令和10年3月28日	○	○	-	優良	
12	運転者12	39	普通一種	平成16年4月13日	令和11年9月8日	○	○	-	優良	
13	運転者13	56	普通一種	昭和62年7月3日	令和7年1月5日	○	○	-	優良	
14	運転者14	63	普通一種	昭和62年7月28日	令和9年8月20日	○	○	-	一般	
15	運転者15	65	普通一種	昭和58年7月11日	令和10年3月8日	○	○	○	一般	
16	運転者16	55	普通一種	昭和63年7月29日	令和11年8月25日	○	○	-	優良	
17	運転者17	52	普通一種	平成9年9月26日	令和11年4月30日	○	○	-	優良	
18	運転者18	74	普通一種	昭和45年4月10日	令和7年9月18日	○	○	○	優良	
19	運転者19	57	普通一種	昭和61年7月11日	令和10年10月30日	○	○	○	優良	
20	運転者20	72	普通一種	昭和46年4月9日	令和8年9月23日	○	○	-	一般	
21	運転者21	67	普通一種	昭和51年8月11日	令和9年4月24日	○	○	○	一般	

※ 移動ネットあいちによる講習を修了したことを示します

令和6年運転者異動者

運転者22	68	普通一種	昭和56年7月15日	令和7年12月2日	○	○	-	優良	令和6年3月31日 抹消
運転者23	73	普通一種	昭和54年6月13日	令和10年1月6日	○	○	-	優良	令和6年1月31日 抹消
運転者7	65	普通一種	昭和61年1月18日	令和7年2月9日	○	○	-	優良	令和6年11月1日 登録
運転者9	41	普通一種	平成15年9月8日	令和10年12月11日	○	○	-	優良	令和6年9月17日 登録

会員名簿 NPO法人大樹の会

令和6年12月31日現在

No.	氏名	性別	運送を必要とする理由							備考①	備考②
			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト		
1	会員1	男	1			(1)				下肢	要介護2 1種1級
2	会員2	男	1							視覚障害	1種1級

令和6年会員異動者

会員3	男	1								視覚障害	1種1級 令和6年6月30日 終了
-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	------	-------------------

＜運送の対価として収受する金額＞

●移動料金

・普通車両

利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離 2キロまで 380円

その後、走行 1キロあたり 110円

・ストレッチャー対応福祉車両

事務所発→利用者乗車地点→降車地点の走行距離により算出をします。

走行距離 4キロまで 700円

その後、走行 1キロあたり 110円

料金表

走行距離	普通車両 移動料金	走行距離	ストレッチャー対応車両 移動料金
	利用者乗車地点→降車地点		事務所発→利用者乗車地点 →降車地点
2 km まで	380円	4 km まで	700円
3 km	490円		
5 km	710円	5 km	810円
10 km	1,260円	10 km	1,360円
20 km	2,360円	20 km	2,460円

＜運送の対価以外の対価として収受する金額＞

項 目	金 額	備 考
イ) 迎車回送料金	—	移動料金に組み込んでいるので別途請求はしない
ロ) いきがいサービス料金	700円／ 30分	外出等の付き添い・待機の時間 運転者とは別に介助者を必要とした場合など 病院内の付き添い時のみ 30分 600円で
ハ) 乗降介助料金		
介護保険・障害福祉サービス適用の場合	保険料の自己負担額	運転者がヘルパーとして乗降介助を行う。
上記保険適用外の場合	450円／回	運転者が乗降介助を行う際の介助料。乗降介助に15分未満の場合
車イス等使用料	100円／回	車椅子・リクライニング車椅子・ストレッチャー

会員となる時の入会金、年会費は専ら団体の維持・運営に当てられるのでここでの対価には含めない。

以前は、ロ) いきがいサービス料金、600円／30分

病院内の付き添い時のみは、30分 500円

ハ) 乗降介助料金の介護保険適用外の場合、420円／回

タクシー運賃とNPOの料金比較 大樹の会

<タクシー運賃と迎車料(200円)の8割>

走行距離	タクシー運賃			大樹の会 (普通車)		大樹の会 (ストレッチャー対応車)	
	距離	運賃	8割				
1.124km	1.124km	830円	664円	380円	57.2%	700円	105.4%
	1.377km	930円	744円		51.1%		94.1%
	1.630km	1,030円	824円		46.1%		85.0%
	1.883km	1,130円	904円		42.0%		77.4%
2km	2.136km	1,230円	984円	490円	49.8%	700円	71.1%
	2.389km	1,330円	1,064円		46.1%		65.8%
	2.642km	1,430円	1,144円		42.8%		61.2%
	2.895km	1,530円	1,224円		40.0%		57.2%
3km	3.148km	1,630円	1,304円	600円	46.0%	700円	53.7%
	3.401km	1,730円	1,384円		43.4%		50.6%
	3.654km	1,830円	1,464円		41.0%		47.8%
	3.907km	1,930円	1,544円		38.9%		45.3%
4km	4.160km	2,030円	1,624円	710円	43.7%	810円	49.9%
	4.413km	2,130円	1,704円		41.7%		47.5%
	4.666km	2,230円	1,784円		39.8%		45.4%
	4.919km	2,330円	1,864円		38.1%		43.5%
5km	5.172km	2,430円	1,944円	820円	42.2%	920円	47.3%
	5.425km	2,530円	2,024円		40.5%		45.5%
	5.678km	2,630円	2,104円		39.0%		43.7%
	5.931km	2,730円	2,184円		37.5%		42.1%
6km	6.184km	2,830円	2,264円	930円	41.1%	1,030円	45.5%
	6.437km	2,930円	2,344円		39.7%		43.9%
	6.690km	3,030円	2,424円		38.4%		42.5%
	6.943km	3,130円	2,504円		37.1%		41.1%
7km	7.196km	3,230円	2,584円		40.2%		44.1%

8km	7.449km	3,330円	2,664円	1,040円	39.0%	1,140円	42.8%
	7.702km	3,430円	2,744円		37.9%		41.5%
	7.955km	3,530円	2,824円		36.8%		40.4%
9km	8.208km	3,630円	2,904円	1,150円	39.6%	1,250円	43.0%
	8.461km	3,730円	2,984円		38.5%		41.9%
	8.714km	3,830円	3,064円		37.5%		40.8%
	8.967km	3,930円	3,144円		36.6%		39.8%
10km	9.220km	4,030円	3,224円	1,260円	39.1%	1,360円	42.2%
	9.473km	4,130円	3,304円		38.1%		41.2%
	9.726km	4,230円	3,384円		37.2%		40.2%
	9.979km	4,330円	3,464円		36.4%		39.3%
11km	10.232km	4,430円	3,544円	1,370円	38.7%	1,470円	41.5%
	10.485km	4,530円	3,624円		37.8%		40.6%
	10.738km	4,630円	3,704円		37.0%		39.7%
	10.991km	4,730円	3,784円		36.2%		38.8%
12km	11.244km	4,830円	3,864円	1,480円	38.3%	1,580円	40.9%
	11.497km	4,930円	3,944円		37.5%		40.1%
	11.750km	5,030円	4,024円		36.8%		39.3%
13km	12.003km	5,130円	4,104円	1,590円	38.7%	1,690円	41.2%
	12.256km	5,230円	4,184円		38.0%		40.4%
	12.509km	5,330円	4,264円		37.3%		39.6%
	12.762km	5,430円	4,344円		36.6%		38.9%
14km	13.015km	5,530円	4,424円	1,700円	38.4%	1,800円	40.7%
	13.268km	5,630円	4,504円		37.7%		40.0%
	13.521km	5,730円	4,584円		37.1%		39.3%
	13.774km	5,830円	4,664円		36.4%		38.6%
14km	14.027km	5,930円	4,744円	1,810円	38.2%	1,910円	40.3%
	14.280km	6,030円	4,824円		37.5%		39.6%
	14.533km	6,130円	4,904円		36.9%		38.9%

15km	14.786km	6,230円	4,984円		36.3%		38.3%
	15.039km	6,330円	5,064円	1,920円	37.9%	2,020円	39.9%
	15.292km	6,430円	5,144円		37.3%		39.3%
	15.545km	6,530円	5,224円		36.8%		38.7%
	15.798km	6,630円	5,304円		36.2%		38.1%
16km	16.051km	6,730円	5,384円	2,030円	37.7%	2,130円	39.6%
	16.304km	6,830円	5,464円		37.2%		39.0%
	16.557km	6,930円	5,544円		36.6%		38.4%
	16.810km	7,030円	5,624円		36.1%		37.9%
17km	17.063km	7,130円	5,704円	2,140円	37.5%	2,240円	39.3%
	17.316km	7,230円	5,784円		37.0%		38.7%
	17.569km	7,330円	5,864円		36.5%		38.2%
	17.822km	7,430円	5,944円		36.0%		37.7%
18km	18.075km	7,530円	6,024円	2,250円	37.4%	2,350円	39.0%
	18.328km	7,630円	6,104円		36.9%		38.5%
	18.581km	7,730円	6,184円		36.4%		38.0%
	18.834km	7,830円	6,264円		35.9%		37.5%
19km	19.087km	7,930円	6,344円	2,360円	37.2%	2,460円	38.8%
	19.340km	8,030円	6,424円		36.7%		38.3%
	19.593km	8,130円	6,504円		36.3%		37.8%
20km	19.846km	8,230円	6,584円		35.8%		37.4%

タクシー運賃算定

普通車A運賃で算定

初乗運賃	1.124kmまで	630円
加算運賃	253mごとに	100円
迎車料金	—	200円

大樹の会運賃算定

初乗運賃	2kmまで	380円
加算運賃	1kmごとに	110円

・その後上記料金のとおり

・利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出

・上記料金その他乗降介助料として利用者負担有り

更新登録の届出に際して基本的に必要な書類の確認表

資料2-⑥

No.	項目	目	NPO法人 大樹の会
**	更新登録申請書	様式第2-2号	
		定款	
1	履歴事項全部証明書		特に変更のない場合は現在事項証明でも可
	運送主体	役員名簿	登記参照
2		宣誓書	法第79条の4第1号～第4号までの欠格事由のいずれにも該当しない旨を証する書類 (欠格事由とは、例えば業務の取り消しを受け、2年以上経過していないなどであるがこれに該当しない)
4	料金表	様式第3号	旅客から收受する対価
		(任意様式)	
		(確認)	利用料金 タクシー料金の概ね8割
5	使用車両	車検証の写し	
		使用権原	NPO法人 大樹の会 8台
		持込車両 8台 別紙「有償運送事業に係る自家用自動車の使用と使用に関する契約書」のとおり	
		運転者等就任承諾書様式第4号	運転者全21名「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」のとおり
6	運転者	免許証の写し	運転者全21名分。
		安全運転教育完了証の写し	NPO法人移動ネットあいちが主催する「安全運転教育」を修了。全21名分。
		(確認)	
		(確認)	年 齢 21名とも21歳以上
		(確認)	免 許 期 間 21名とも普通第1種免許を有する期間が3年以上
		(確認)	免 停 処 分 21名とも申請日前2年間に於いて運転免許停止処分を受けていないこと
7	運行管理責任者	就任承諾書様式第6号	別紙「運行管理責任者就任承諾書」のとおり
		運行管理者資格証規則第51条の17各号	乗車定員10人以下の車両5台以上の運行を管理する場合は、どちらかの書類を添付すること
8	運行管理体制	運行管理体制等様式第7号	別紙「運行管理体制等を記載した書類」のとおり
9	損害賠償措置	契約書	旅客その他のものの生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（全ての車両において、対人：8,000万円 対物：200万円以上の保険に加入し、保険証の写し）
		旅客名簿	碧南市関係分2名（ただし全会員89名）（令和6年12月31日現在）
		参考様式第1号	住所地在碧南市内であること
		参考様式第8号	住所地在碧南市内であること
		(対象者区別)	事業主体の登録を受けた次の各号のいずれかに該当する者及びその付添人
10	輸送対象	(確認)	(イ) 身体障害者福祉法に規定する「身体障害者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する「精神障害者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する「知的障害者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ニ) 介護保険法に規定する「要介護者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ホ) 介護保険法に規定する「要支援者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ヘ) 介護保険法施行規則で定める「地域支援事業対象者」であって車両の乗降に介助を有する者
		(確認)	(ト) その他身体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での歩行が困難な者
11	登録証	様式第7号	中部運輸局愛知運輸支局長から交付されたもの

「No.」は愛運支公示第7号で、更新登録の申請に際して基本的に添付が必要な書類として示されたもの。「様式」も同じ。

○碧南市福祉有償運送運営協議会規程

平成19年1月11日公告第2号

改正

平成21年2月17日公告第21号

令和3年2月26日公告第24号

碧南市福祉有償運送運営協議会規程

碧南市福祉有償運送運営協議会規程（平成18年碧南市公告第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市における福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第51条第2号の福祉有償運送をいう。以下同じ。）の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るとともに、福祉有償運送の必要性及び福祉有償運送を行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、碧南市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定により自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （2）法第79条の12第1項第4号の規定に関する事項
- （3）協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送について協議が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1）国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- （2）想定される福祉有償運送の利用者の代表
- （3）市民の代表
- （4）ボランティア団体の代表
- （5）本市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
- （6）タクシー事業者が組織する団体の代表
- （7）タクシー事業者の代表
- （8）タクシーの運転者の代表
- （9）市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の全員一致をもって決するものとする。ただし、全員一致の協議が調わないときは、委員のうちから市長があらかじめ指名した者が協議し、決定するものとする。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を協議会に出席させ、説明又は意見を

求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議会において協議が調ったときは、当該協議に係る関係者は、その結果を尊重し、当該協議に係る事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 前項に規定する場合において、法第79条の登録を受けようとする者は、速やかに当該登録の申請を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成21年2月17日公告第21号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日公告第24号)

この規程は、令和3年2月26日から施行する。

改正

平成21年2月17日公告第21号
令和3年2月26日公告第25号
令和4年9月30日公告第207号
令和5年9月26日公告第225号

碧南市における福祉有償運送事業運営規程

碧南市における福祉有償運送事業運営規程（平成18年碧南市公告第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、碧南市における福祉有償運送事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（事業実施者）

第2条 事業は、法第78条第2号に規定する者であつて相当数の利用者が見込まれるものが行うものとする。

（運転者）

第3条 事業の用に供する車両（以下「使用車両」という。）の運転者は、施行規則第51条の16第1項に規定するもののほか次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

（1） 21歳以上であること。

（2） 普通第一種免許を有する期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上であること。

（車両内の表示）

第4条 事業を実施する者（以下「事業主体」という。）は、施行規則第51条の28に規定する事項を利用者に見やすいように使用車両の内部に表示しなければならない。

（旅客の名簿）

第5条 事業主体は、施行規則第51条の29の名簿を適切に管理しなければならない。

2 事業主体は、市長から前項の名簿の閲覧の求めがあつた場合は、これを閲覧に供するものとする。

（変更事項の届出等）

第6条 事業主体は、施行規則第51条の13第1項に規定する軽微な事項を変更したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業主体は、次に掲げる事項の異動状況を3月ごとに市長に報告しなければならない。

（1） 使用車両に関すること。

（2） 運転者に関すること。

（3） 利用者の状況に関すること。

（相談等の窓口）

第7条 福祉有償運送に関する相談、苦情、事故等に対応するため、相談、事故報告等の受付窓口を設置する。

2 前項の受付窓口の担当区分は、次のとおりとする。

（1） 福祉こども部福祉課 障害者に関すること。

（2） 健康推進部高齢介護課 高齢者に関すること。

（実施状況等の報告）

第8条 事業主体は、事業の実施状況について市長から報告の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

2 事業主体は、事業に係る事故が発生したときは、速やかに事故の状況を市長に報告しなければならない。

3 事業主体は、事業に係る苦情の申出があつたときは、苦情の内容を市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月11日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日公告第25号）

この規程は、令和3年2月26日から適用する。

附 則（令和4年9月30日公告第207号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日公告第225号）

この規程は、令和5年9月26日から施行し、改正後の碧南市における福祉有償運送事業運営規程の規定は、同年8月1日から適用する。

国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件

参考3-①

項 目	道路運送法及び同法施行規則（概要）	碧南市が付加する独自要件 (条は碧南市における福祉有償運送事業運営規程に該当)
運 送 主 体	法第78条第1項第2号 事業実施主体 ・ NPO法人 規則第48条 ・ 一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会 ・ 自治会、青年団、観光関係の協議会など、「権利能力なき社団」	第2条 事業実施者 ・ 利用者が相当数見込まれること
運 送 の 対 象	法第78条第2号、規則第49条第2号 福祉有償運送の対象 他人の介助によらず移動することが困難で、単独ではタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な者 イ 身体障害者 身体障害者福祉法第4条該当者 ロ 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条該当者 ハ 知的障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号該当者 ニ 要介護者 介護保険法第19条第1項該当者 ホ 要支援者 介護保険法第19条第2項該当者 ヘ 地域支援事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号「その他の障害を有する者」 ・ 自閉症、学習障害の等の発達障害を有する者で他人の介助によらずに移動することが困難かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な者 等	対象者の基準は参考3-②のとおり (対象者の確認方法) ①NPO法人が利用者アセスメント表を作成し、該当者であることを確認 ↓ ②NPO法人は、新規登録者を市へ報告 ↓ ③市が手帳の保持を確認又は市が認定基準に基づき確認
運 転 者	規則第51条の16 運転者 ①普通第二種免許を有することを基本 ②普通第一種免許を有し、過去2年以内に停止されていない者で、イ又はロを満たす者 イ 大臣が認定する講習を修了 ロ イに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること	第3条 運転者 ・ 21歳以上であること ・ 普通第一種免許を有する期間が3年以上
車両内の表示	規則第51条の28 自動車内の表示 ・ 運送の対価 ・ 自家用有償旅客運送者の名称 ・ 自動車登録番号	第4条 車両内の表示 独自要件なし
会 員 登 録 簿	規則第51条の29 旅客名簿 旅客について、以下の事項を記載した名簿を作成し、事務所に常備 ・ 氏名、住所、運送を必要とする理由、その他必要な事項	第5条 旅客の名簿 ・ 市からの求めにより会員登録簿を閲覧に供する
実 施 状 況 等 報 告	法第79条の10 事故の報告	第8条 実施状況等の報告 ・ 市からの求めに応じること ・ 事故発生時は市へ報告 ・ 苦情があった場合は市へ報告
変 更 事 項 の 届 出 等	法第79条の7 変更登録等 規則第51条の13第1項 軽微な変更	第6条 変更事項の届出等 ・ 30日以内に市へ報告 ・ 下記の異動状況を3ヶ月毎に市へ報告 (1) 使用車両 (2) 運転者 (3) 利用者の状況

運送の対象者とする基準

参考3-②

(施行規則第49条、令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号を参考に)

- イ 身体障害者(身体障害者福祉法第4条該当者)
身体障害者手帳保持者のうち
 - ①「肢体不自由」は、体幹3級保持
 - ②「視覚障害」は、4級保持上記以外は、調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ロ 精神障害者
精神障害者保健福祉手帳1級保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ハ 知的障害者
療育手帳A判定保持
上記以外は調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
- ニ 要介護認定者(介護保険法第19条第1項該当者)
 - ①介護認定2以上
 - ②介護度1の場合は、介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa(知的障害)以上またはA1(身体障害)以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容により判断する
- ホ 要支援認定者(介護保険法第19条第2項該当者)
介護保険認定調査票による日常生活自立度が判定項目Ⅱa(知的障害)以上またはA1(身体障害)以上を原則とするが、「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ヘ 地域支援事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号該当者)
調査票の「2生活機能に関連する項目についての特記事項」の記載内容及び介護予防計画の位置付けにより判断する
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
 - a その他肢体不自由の者
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - b 内部障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - c 発達障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - d 自閉症
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - e 学習障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する
 - f その他の障害
調査票の「2移動等に関連する項目についての特記事項」等の記載内容により判断する

運送の対象者の確認方法について

- (1) 該当者であることが明らかな場合
 - ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
 - ↓
 - ② NPO法人は、新規登録者を3ヶ月ごとに市へ報告する
 - ↓
 - ③ 市は、新規登録者が該当者であることを基準により確認する
- (2) 該当者であることが明らかでない場合
 - ① NPO法人が利用者アセスメント票を作成し該当者であることを確認する
 - ↓
 - ② NPO法人は、新規申請者を直ちに市へ報告する
 - ↓
 - ③ 市は、新規申請者が該当者であることを基準により確認し、NPO法人に連絡する
 - ↓
 - ④ NPO法人は、新規申請者を新規登録者として事業の会員とする

